

○徳島市墓地条例

昭和 56 年 10 月 27 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 墓地，埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)による埋葬又は埋蔵の施設として本市に墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は，規則で定める。

(一部改正〔平成 14 年条例 11 号〕)

(利用の制限)

第 2 条 墓地は，墳墓及びこれに関連する墓碑，形象類の建設以外の用に供してはならない。

(利用面積)

第 3 条 第 5 条の規定により墓地の利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が利用できる墓地の面積は，利用者 1 人につきあらかじめ市長が区画した 1 区画の面積とする。

2 前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，同項に定める 1 区画を 2 分の 1 に分割し，利用者 1 人につき当該分割による 2 分の 1 区画の面積を利用に供することができる。

(一部改正〔昭和 57 年条例 46 号〕)

(利用者の資格)

第 4 条 墓地を利用することができる者は，墳墓の祭祀を主宰し，又は主宰しようとする者で，本市に 1 年以上住所を有するものでなければならない。ただし，墓地の利用の承諾を受けた後本市の区域外に転出した者及び市長が特別の理由があると認めた者については，この限りでない。

(利用の承諾)

第 5 条 墓地を利用しようとする者は，規則で定めるところにより，市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は，前項の承諾に当たつて，墓地の管理上必要と認める条件を付することができる。

(使用料)

第 6 条 墓地の利用者からは，使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は，1 平方メートル当たり 7 万 4,000 円とし，当該額に第 3 条の規定により市長が区画した各区画の区画面積を乗じて得た額に 1 万円(2 分の 1 区画の墓地にあつては，5,000 円)を加算して得た額とする。

3 本市に住所を有しない利用者の使用料については、前項の規定に関わらず、前項の規定により算定して得た額に 1.5 を乗じて得た額とする。

(一部改正〔昭和 57 年条例 46 号・平成 14 年 11 号〕)

(使用料の不還付)

第 7 条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、利用の承諾を受けた後 1 年以内に墓地の利用の必要がなくなつた場合については、この限りでない。

(墓地利用権の承継等)

第 8 条 墓地を利用する権利(以下「墓地利用権」という。)は、祭祀を主宰する者が承継する場合のほか、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 墓地利用権を承継する者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(清潔の保持)

第 9 条 利用者は、利用の承諾を受けた墓地及びその周辺を清潔にしなければならない。

(管理人の選任等)

第 10 条 第 4 条ただし書の規定により、利用者が本市の区域外に転出した場合又は市長が特別の理由があると認めた者が利用者となつた場合は、速やかに本市に住所を有する者を墓地管理人として選任し、市長に届け出なければならない。墓地管理人の住所若しくは氏名に変更があつた場合又は墓地管理人を変更した場合も、同様とする。

(届出義務)

第 11 条 利用者は、利用の承諾に係る墓地が不要になつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用の承諾の取消し)

第 12 条 市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その承諾を取り消し、又は改葬若しくは地上物件の移転を命ずることができる。

(1) 第 2 条の規定に違反したとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定に違反したとき。

(3) 利用の承諾を受けた日から起算して 5 年を経過しても墓地の利用を開始しないとき。

(4) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復の義務等)

第 13 条 第 11 条の規定による届出をした者又は前条の規定により利用の承諾を取り消された者は、当該届出又は取消しの日から 3 箇月以内に当該墓地を原状に回復して本市に返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合は、本市がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(墓地利用権の消滅)

第 14 条 次の各号の一に該当する場合は、墓地利用権は消滅するものとする。

(1) 利用者が死亡した日から起算して 5 年を経過しても第 8 条第 2 項の規定による承継の届出がないとき。

(2) 利用者が所在不明となり、10 年を経過したとき。

(無縁墳墓の改葬)

第 15 条 前条の規定により墓地利用権が消滅した墳墓については、市長は無縁墳墓として所定の手続きを経て改葬することができる。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年 3 月規則第 5 号により、昭和 57.3.1 から施行)

(一部改正〔平成 14 年条例 11 号〕)

附 則(昭和 57 年 10 月 20 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 11 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

○徳島市墓地条例施行規則

昭和 57 年 3 月 1 日

規則第 7 号

(通則)

第 1 条 徳島市墓地条例(昭和 56 年徳島市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(利用承諾の申請)

第 2 条 条例第 5 条の規定により墓地の利用の承諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、墓地利用承諾申請書(別記様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 焼骨の埋蔵をする場合にあつては、死亡者と申請者との続柄がわかる戸籍抄本又は除籍抄本
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 火葬許可証又は改葬許可証
- (4) その他市長が必要と認める書類

(利用の承諾)

第 3 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めたときは、墓地利用承諾書(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

(埋蔵又は改葬の届出)

第 4 条 現に墓地を利用している者が、焼骨の埋蔵又は改葬をしようとするときは、火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に届け出なければならない。この場合においては、墓地利用承諾書を市長に提示しなければならない。

(墓地利用権の承継の届出)

第 5 条 条例第 8 条の規定により墓地利用権の承継をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 承継をしようとする者の住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(工作物等の高さの制限)

第 6 条 利用者が墓地に工作物等を設置する場合は、当該工作物等の高さを 2 メートル以下としなければならない。

(工作物等の設置、改造の届出)

第7条 利用者が工作物等を設置又は改造しようとするときは、設計図書及び仕様書を添えて市長に届け出なければならない。

2 利用者は、前項の工作物等の設置又は改造工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(住所、氏名の変更の届出)

第8条 利用者は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく住民票の写しを添えて市長に届け出なければならない。この場合においては、墓地利用承諾書を市長に提示しなければならない。

(再交付の申請)

第9条 利用者は、墓地利用承諾書を紛失、き損又は汚損したときは、市長に申請し、墓地利用承諾書の再交付を受けなければならない。

(返還)

第10条 利用者は、条例第11条の規定により墓地を返還しようとするときは、墓地利用承諾書を添えて市長に届け出なければならない。

(承諾の取消し)

第11条 市長は、条例第12条の規定により墓地の利用の承諾を取り消すときは、その旨を利用者に通知するものとする。

(届出書及び申請書等の様式)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な届出書及び申請書等の様式については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。